

# ホームページ規程

2013年4月1日制定

2017年7月11日改定

2020年4月21日改定

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会（以下「本会」という）において組織運営規程第12条に定めるホームページの公開に関して遵守すべき事項について定める。

(目的)

第2条 本ホームページは、本会における非営利的な教育（学術・研究・研修会）、会員への情報提供など技師会活動を支援するものであり、趣旨を逸脱せず、その発展に寄与する事を目的とする。

(ホームページ委員会)

第3条 前条に定めた目的を達成するため、ホームページ委員会を置く。

2 ホームページ委員会は、渉外広報担当副会長を委員長とし、渉外広報・組織・学術・事務局の各部署理事より1名を選出して委員とする。委員は会長が委嘱するものとする。

(ホームページ委員会の権限)

第4条 ホームページ委員会ではホームページ掲載内容における統括・妥当性などの評価・審議を行い以下の権限を持つ事とする。

- (1) 規程違反者に対する勧告および改定の要求を行う。
- (2) 本会の目的を著しく逸脱し、公共性を欠き有害と判断した場合にはそのページを即時削除する事ができる。

(リンク等に関する取り決め)

第5条 掲載する広告は賛助会員のもを原則とする

- 2 リンクの依頼等の申し出があった場合は内容および詳細を把握し委員会で検討し理事会で承認を得るものとする
- 3 第2条に定めた目的から逸脱するリンクを設定することは禁止とする

(掲載内容に関しての禁止事項)

第6条 以下に該当する項目については本会内のサーバーにホームページを作成すること、及び公開することを禁止とする。

- (1) 営利目的
- (2) 第三者への誹謗（ひぼう）・中傷
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 著作権等の法令に定める権利の侵害
- (5) 暴力関連
- (6) 宗教関連
- (7) 政治関連
- (8) システムの破壊および正常な運用の妨害につながる情報
- (9) その他、法令および社会的慣行に反する内容

(改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は2013年4月1日から施行する。

## 改定履歴

- 2017年7月11日 ホームページ委員の構成を変更した。
- 2018年5月29日 年号を西暦に変更した。
- 2020年4月21日 ホームページ委員をホームページ委員会にした。